

京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する訓令

〔 制定 令和 8. 2. 27 京都府公安委員会訓令第 2 号 〕

(目的)

第 1 条 この訓令は、京都府警察街頭防犯カメラネットワークシステム（以下「街頭防犯カメラネットワークシステム」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防、被害の未然防止、道路交通の安全及び円滑等を確保することを目的として、道路その他の公共の場所を撮影する装置であつて、京都府警察が設置し、運用するものをいう。

(2) 画像データ 街頭防犯カメラにより撮影された画像を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録したものをいう。

(3) 街頭防犯カメラネットワークシステム 京都府警察が運用する街頭防犯カメラ、画像データを記録する装置、画像データを表示する装置及びこれらを接続する電気通信回線により構成されたシステムをいう。

(基本原則)

第 3 条 街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に当たっては、個人のプライバシーその他の権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

(責任者の指定)

第 4 条 京都府警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラネットワークシステムの適正な運用を図るため、責任者を指定するものとする。

(設置の明示)

第 5 条 本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう必要な措置を講じるものとする。

(画像データの活用)

第 6 条 本部長は、犯罪の捜査その他警察の責務の遂行に必要と認められる限度において、画像データを活用することができるものとする。

(報告及び公表)

第 7 条 本部長は、京都府公安委員会に対し、毎年度少なくとも 1 回、街頭防犯カメラネットワークシステムの運用状況について報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。